

約款 新旧対照表

『基本約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部分を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第6条	<p>第6条(利用契約の成立)</p> <p>1. (略)</p> <p>i～iii (略)</p> <p>iv. 申込者が、当社が本サービスを提供する国として別途特定する国(以下、「指定国」といいます)のいずれにも在住していない場合(以下、略)</p>	<p>第6条(利用契約の成立)</p> <p>1. (略)</p> <p>i～iii (略)</p> <p>iv. 当社が本サービスを提供する国として別途国を特定した場合に、申込者がその国(以下、「指定国」といいます)のいずれにも在住していない場合(以下、略)</p>	<p>-当社が国を特定した場合に適用されることを明示いたします。</p>
第13条	<p>第13条(支払期限)</p> <p>1. 自動引落しによる支払いの場合、当該本サービスの料金算定基準日の属する月の前月12日(金融機関等が休業日の場合は、その翌日)に引落し処理を行い、その際に引落し処理が実施されなかった場合は、利用者は、次項以降に定める支払形態ごとの支払期限までに、前条第2項第1号に定める振込みによって支払うものとします。</p>	<p>第13条(支払期限)</p> <p>1. 自動引落しによる支払いの場合、当該本サービスの料金算定基準日の属する月の前月27日(金融機関等が休業日の場合は、その翌営業日)に引落し処理を行い、その際に引落し処理が実施されなかった場合は、利用者は、別途当社が指定する期日までに、前条第2項第1号に定める振込みによって支払うものとします。</p>	<p>-引き落とし日が、金融機関等が休業日の場合に、その翌営業日になるとの修正を致します。</p> <p>-料金の自動引落日を変更いたします。</p>
第16条	<p>第16条(禁止事項)</p> <p>1. (略)</p> <p>i～xxiv (略)</p> <p>xxv. 利用者の行為(不作為を含みます)により、当社の指定国における許可証その他関連資格が取り消される可能性がある当社が判断したとき(以下、略)</p>	<p>第16条(禁止事項)</p> <p>1. (略)</p> <p>i～xxiv (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(以下、略)</p>	<p>-他の規定に包接される内容であるため削除いたします。</p>
附則第1条	<p>第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成27年11月21日から適用された基本約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年3月15日より適用されます。</p>	<p>第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成29年3月15日から適用された基本約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年8月1日より適用されます。</p>	<p>-本改定にもなう適用日の変更をおこないます。</p>